

令和3年高島市教育委員会第4回定例会

【 会 議 録 】

令和3年4月23日

令和3年高島市教育委員会第4回定例会会議録目次

(令和3年4月23日)

出席委員・出席事務局職員	1
提出議案の題目	1
議事日程	3

(議事の経過)

日程第1	議第35号	臨時代理につき承認を求めることについて.....	7
日程第2	議第36号	臨時代理につき承認を求めることについて.....	8
日程第3	議第37号	臨時代理につき承認を求めることについて.....	8
日程第4	議第38号	高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	9
日程第5	議第39号	高島市立学校事務共同実施推進員配置要綱を廃止する告示案	10
日程第6	議第40号	高島市立小中学校事務共同実施推進協議会規程案....	10
日程第7	議第41号	高島市教育委員会教育長の権限を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令案.....	10

令和3年高島市教育委員会第4回定例会会議録	
招集年月日	令和3年4月23日
招集の場所	高島市役所 新館2階 教育委員会室
開会	午後1時30分
教育長	上原 重治
教育委員会委員	小多 偕裕 三矢 艶子 川原林 正英 田邊 栄美子
教育委員会事務局職員	教育総務部長 日置 武司 教育指導部長 川島 浩之 教育総務部次長 (教育総務課長取扱) 饗庭 眞二 (高島市民会館長取扱) 山本 純子 社会教育課長 小川 祥枝 文化財課長 横井川 博之 市民スポーツ課長 玉木 健史 国スポ・障スポ大会推進課長 野崎 良樹 図書館長 柳森 和人 学校教育課長 饗庭 一弥 学事施設課長 山本 一郎 学校給食課長 長瀬 千恵美 教育総務課参事 上原 真哉 教育総務課主事 末綱 美都
提出議案の題目	1. 臨時代理につき承認を求めることについて 2. 臨時代理につき承認を求めることについて 3. 臨時代理につき承認を求めることについて 4. 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案 5. 高島市立学校事務共同実施推進員配置要綱を廃止する告示案 6. 高島市立小中学校事務共同実施推進協議会規程案 7. 高島市教育委員会教育長の権限を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令案
委員提出議案の題目	なし

会議録署名委員	本定例会の会議録署名委員は次の委員とした。 小多 偕裕 委員 川原林 正英 委員
閉会	午後 2 時 5 分

議事日程

令和3年4月23日（水）

午後1時30分 開会

第1 開会（挨拶）

第2 令和3年第3回定例会会議録の承認

第3 令和3年第2回臨時会会議録の承認

第4 会議録署名委員の指名

第5 議事

日程第1 議第35号 臨時代理につき承認を求めることについて

日程第2 議第36号 臨時代理につき承認を求めることについて

日程第3 議第37号 臨時代理につき承認を求めることについて

日程第4 議第38号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

日程第5 議第39号 高島市立学校事務共同実施推進員配置要綱を廃止する告示案

日程第6 議第40号 高島市立小中学校事務共同実施推進協議会規程

日程第7 議第41号 高島市教育委員会教育長の権限を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令案

第6 報告事項

報告第13号 令和2年度高島市立学校学校評価について

報告第14号 高島市文化財保存事業補助金交付要綱の一部改正について

第7 今後の日程

議 事 の 経 過

開 会 （午後1時30分）

（饗庭教育総務部次長）

定刻となりましたので、ただいまから、令和3年高島市教育委員会第4回定例会を始めます。それでは、開会にあたりまして、上原教育長からご挨拶をいただいたのち、議事日程により、会議の進行をお願いします。

（上原教育長）

改めまして、みなさん、こんにちは。

暖かい春の日差しが心地よい季節となりました。春の光はのどかで暖かく、冬の寒さに耐えていた生き物たちが、その生命を精いっぱい輝かせているように感じます。

学校では、令和3年度の始業式、入学式を終え、新鮮な気持ちで登校する子どもたちの姿が見られます。教育委員会事務局も新しいスタッフを迎え、力強く教育行政を進めているところであります。

昨年度は、コロナ禍、今までの経験値では推し量れない事態が次から次へと発生し、異例の1年となりました。そのような中でも、常に思うことは、教育は人づくり、将来に責任を負った仕事をしなければならないということです。現在を生きる子どもたちの未来は、想定外の連続であろうと感じています。そのような社会を自分の力で生きていくためには、学校は子どもたちに自分で考え、判断し、行動する力を育てる、自律を育む教育が重要になってくると考えています。

Society5.0時代が到来し、社会の在り方そのものが、これまでとは劇的に変わる状況の中で、子どもだけでなく、すべての世代が生涯を通して自律して学ぶ体制をどう構築していくかが大きな課題となってまいります。

さて、今年度は第2期教育大綱のスタートの年度であり、新たな視点で教育行政を進めていかなければなりません。大綱の基本方針は、第1期の方向性を踏襲し、市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる高島の志の教育を推進することとしており、5つの基本目標、目標1 生きる力を育む学校教育の推進、目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進、目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進、目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用、目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進のもと、基本目標達成のための施策方針29項目を示しています。

そして、この大綱のもと、教育委員会として、令和3年度の教育の重点を策定いたしました。本年度は、この重点をもとに、各種施策を積極的に推進していき

たいと考えています。中でも、学校教育においては、1人1台のタブレット型端末を活用して、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現していかなければなりません。そして、その上で、社会教育においては、令和4年度開校を予定している仮称たかしま市民大学を社会教育・生涯学習推進の戦略的構想と位置付けて、市民一人ひとりの学びが保障できる体制を再構築していきたいと考えています。

また、昨年度はコロナ禍、本市の地域学校協働活動の推進にとって、大変困難な1年でありました。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、どのように進めていくか、みんなで知恵を絞って、できることから始めていきたいと考えています。

さらに、昨年度から作成してまいりました文化財保存活用地域計画の文化庁長官認定を受けるべく今年度申請し、総合的に文化財の保存・継承および活用を進めていきます。また、令和7年に滋賀県で行われる国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催にむけて、準備委員会を立ち上げ、開催準備を進めていきたいと考えています。

私も、教育長5年目を迎え、これまでから進めてまいりました、小中一貫教育を縦のつながり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に再構築して地域とともにある学校づくりを横のつながり、そして、子どもたちの明るい未来につながるようキャリア教育の推進に引き続き尽力するとともに、生涯にわたる学びをどのように変えていくかの学び方改革にも取り組んでいきたいと考えています。委員の皆様には、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

本日は、議事案件が7件、報告事項が2件となっておりますが、何とぞ、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和3年高島市教育委員会第4回定例会の開会に当たりましての、挨拶とさせていただきます。

続きまして、令和3年第3回定例会会議録の承認についてお諮りします。3月24日に開会いたしました令和3年第3回定例会の会議録につきましては、お手元に配付したとおり作成することとし、高島市教育委員会会議規則 第16条第3項の規定に基づき、これを公表することに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がないようですので、令和3年第3回定例会会議録は、承認を受けたものとして、公表いたします。

続きまして、令和3年第2回臨時会会議録の承認についてお諮りします。

3月31日に開会いたしました令和3年第2回臨時会の会議録につきましては、お手元に配付したとおり作成することとし、高島市教育委員会会議規則 第16条第3項の規定に基づき、これを公表することに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がないようですので、令和3年第2回臨時会会議録は、承認を受けたものとして、公表いたします。

続きまして、会議録署名委員を指名します。小多委員、川原林委員、よろしくお願ひします。

それではこれより、議事に入ります。

まず、日程第1 議第35号 臨時代理につき承認を求めることについて、を議題とします。玉木市民スポーツ課長。

(玉木市民スポーツ課長)

1ページおよび2ページをご覧ください。議第35号 臨時代理につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本議案は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和3年4月1日に別紙のとおり臨時に代理しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

現在、就任いただいている高島市スポーツ推進審議会委員の任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日の2年間となっておりますが、令和3年4月1日付けで人事異動等があり、別紙の3名の方について変更があったことからご報告いたします。

古時育子氏は、高島市スポーツ推進審議会規則第2条第1項第2号に基づく関係行政機関の職員から、前川朋弘氏および齊藤隆史氏は、同条第1項第3号に基づくスポーツの推進に関する識見を有する立場から、それぞれ委嘱または任命するものでございます。

スポーツ推進計画にかかる調査審議や実行計画の実績評価等、市のスポーツ施策に対して、専門的立場や高島市の実情に応じたご意見、ご提言をいただけるものと考えております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひします。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第35号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第2 議第36号 臨時代理につき承認を求めることについて、を議題とします。小川社会教育課長。

(小川社会教育課長)

議第36号 臨時代理につき承認を求めることについて、ご説明いたします。本議案は、高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和3年4月1日に別紙のとおり臨時に代理しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

子ども読書活動推進協議会委員のうち、令和3年4月1日付けの人事異動等で交代する4名につきまして、教育長が次期委員の委嘱または任命を行ったため、報告いたします。

子ども読書活動推進協議会委員のうち、2号委員については、設置要綱の規定により、小学生または中学生の保護者から、関係団体である高島市PTA連絡協議会の推薦をもとに、選出をいたしております。

5号から7号委員の3名については、それぞれ、市立図書館の関係者、保育園または認定こども園の関係者および関係行政機関の職員の人事異動に伴う交代であります。任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく願います。ございませんか。ないようですので、異議なしということでよろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第36号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第3 議第37号 臨時代理につき承認を求めることについて、を議題とします。饗庭学校教育課長。

(饗庭学校教育課長)

5ページおよび6ページをご覧ください。議第37号 臨時代理につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本議案は、高島市教育支援委員会委員の委嘱等について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和3年4月1日に別紙のとおり臨時に代理しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年度の教育支援委員会委員の委嘱等については、別紙のとおり、医師2名、学識経験者5名、関係教育機関の職員14名、関係行政機関の職員3名の計24名を委嘱または任命するものでございます。任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

委員の方々には、中学校区、また、市全体の教育支援委員会等におきまして、支援を必要とする子どもたちに応じた判定等をしていただくこととなります。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく願います。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第37号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第4 議第38号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案、を議題とします。饗庭教育総務部次長。

(饗庭教育総務部次長)

失礼します。7ページをご覧ください。議第38号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、ご説明申し上げます。高島市教育委員会事務局組織規則は、教育委員会事務局の組織とそれぞれの課の分掌事務を定めております。

8ページの新旧対照表をご覧ください。このたび、学校給食費の無償化に伴いまして、学校給食費の補助制度を創設しましたので、当該事務局組織規則の第3条第10項に規定する学校給食課の分掌事務のうち、第5号の「学校給食費の徴収に関すること。」を「学校給食費に関すること。」に改めまして、学校給食費の補助金に関しても所掌の事務として遂行しようとするものです。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということでよろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第38号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第5 議第39号 高島市立学校事務共同実施推進員配置要綱を廃止する告示案から日程第7 議第41号 高島市教育委員会教育長の権限を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令案までの3議案は、高島市立学校事務の共同実施に関連する議案であるため一括議題とします。饗庭学校教育課長。

(饗庭学校教育課長)

それではご説明いたします。9ページから14ページをご覧ください。議第39号 高島市立学校事務共同実施推進員配置要綱を廃止する告示案、議第40号 高島市立小中学校事務共同実施推進協議会規程案および議第41号 高島市教育委員会教育長の権限をその他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令案の3議案は、高島市立学校事務の共同実施に関連する議案であるため一括提案し、議決を求めるものでございます。

はじめに、市内小中学校では、従前より、事務職員が事務共同実施の取り組みによって一定の成果を上げ、複数の事務職員が共同で事務処理を行う基盤が整備されてきました。共同学校事務室は、平成29年4月の法改正により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4において規定されました。

令和3年高島市教育委員会第2回臨時会では、高島市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について議決いただき、今津東小学校に高島市立小中学校共同学校事務室を置く等の規則を本年4月1日から施行したところです。

共同学校事務室を設置し、複数人で複数校の業務を行う体制を導入することは、業務の効率化や人材育成に留まらず、教員と事務職員間の業務分担の見直しや事務職員の校務運営への参画を促進するとともに、多忙な教員の負担を軽減する等の効果が期待されます。

9ページをご覧ください。議第39号は、従前の事務共同実施の取り組みである高島市立学校事務共同推進員配置の廃止について、議決を求めるものでございます。

10ページをご覧ください。議第40号は、共同学校事務室の円滑な事務の推

進等に向けて、高島市立小中学校事務共同実施推進協議会の設置について、議決を求めるものでございます。推進協議会委員については、教育委員会事務局職員、校長、教頭、学校事務職員等を充て、学校運営において果たすべき役割等を検討することとなります。

12ページをご覧ください。議第41号は、共同学校事務室の円滑な事務の推進のため、訓令の一部を改正し、校長および共同学校事務室長に教育長の権限の一部を委任することについて、議決を求めるものでございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく願います。

他にご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第39号から議第41号までの3議案は、原案のとおり可決しました。

次に、報告事項に入ります。

報告第13号 令和2年度高島市立学校学校評価について、説明をお願いします。饗庭学校教育課長。

(饗庭学校教育課長)

報告第13号 令和2年度高島市立学校学校評価について、報告いたします。お手元の別冊資料のとおり、市内全ての小中学校において、統一した様式により評価報告書を作成しました。マキノ東小学校から順に中学校区ごとにとりまとめております。

1ページをご覧ください。ページの左から、評価項目(指導力点)は、3点から5点の力点、柱をまとめております。次の指標の欄には、「何を(成果指標を)」、「どう変化させるか(目標)」、「どのように取り組んだか(取組指標)」を記載しております。達成状況では、児童生徒、保護者の評価ならびに教職員の自己評価を、評定では、AからDまでの4段階で評価し、その改善方策についてまとめております。

一番右側の学校関係者評価は、昨年度最後の学校運営協議会において評価していただいたものをまとめており、最下段には、その評価を踏まえての改善点をま

とめ、今年度の取組に生かしております。以上でございます。

(上原教育長)

私から1点、この学校評価は、スタートしてから10年が経ちます。一度様式や評価の仕方については、検証する必要があると思われるので、検討をお願いします。

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。小多委員。

(小多委員)

この学校評価については、市内全体で統一的な目標を一つ、掲げる必要があるのではないかなと思います。従来のは、それぞれの学校の色が強く出ますが、やはり市として全体の大きな一つの目標を共有する必要があるのではないかなというふうに思いますので、検討をお願いしたいと思います。

(上原教育長)

ご意見として頂戴します。他にございませんか。

ないようですので、続きまして、報告第14号 高島市文化財保存事業補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。横井川文化財課長。

(横井川文化財課長)

報告14号 高島市文化財保存事業補助金交付要綱の一部改正について、ご説明します。市内の文化財の適正な保存管理等を図るため、所有者等が実施される文化財保存事業については、当要綱に基づき、補助金を交付しています。

令和3年4月1日、この交付要綱にある防災管理事業のうち、市指定文化財に指定されている建造物の警報設備の設置にかかる補助率が、「2分の1」から「3分の2」に一部改正されましたので、報告します。

改正の理由といたしましては、国が指定する重要文化財は、消防法第17条の規定により消防設備の設置が義務付けられており、市指定文化財の建造物についてもこの適用を受けて設置が必要となることから、所有者への負担を軽減するために改正されたものでございます。

令和3年度は、市指定文化財の建造物4件で自動火災報知機の設置が計画されており、補助金を交付する予定をしています。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。ございませんか。

ないようですので、続きまして、「7. 今後の日程」について、事務局から説明

をお願いします。

(事務局、上原教育総務課参事が内容説明)

(上原教育長)

以上で本日予定しておりました定例会の内容は、すべて終了しました。これをもちまして本日の定例会を終了します。

定例会終了 午後2時5分